

琉球国中山王尚真の、白達魯等を仏大泥国へ遣わす執照

(一五二六、八、一五)

琉球国中山王尚真、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢儀を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使白達魯・通事梁傑を遣わし、仁字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ廻りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百四十号半印勘合執照を給して正使白達魯等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 白達魯

副使二員 金志良 嘉満度

通事二員 梁傑 宗遂

火長 紅芝

管船直庫一名 闍班那

梢水共に二百九名

嘉靖五年（一五二六）八月十五日

右の執照は正使白達魯・都通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

1-42-25

琉球国中山王世子尚清の、馬沙開等を仏大泥等の国へ遣わす

執照（一五二九、二、一一）

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使馬沙開・都通事梁傑等を遣わし、義字号小船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ廻りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字四号半印勘合

執照を給して正使馬沙開等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 馬沙開

副使一員 馬吾刺

都通事一員 梁傑

副通事一員 林盛

火長一名 田輝

管船直庫一名 麻五郎

梢水共に九十名

嘉靖八年（一五二九）二月十一日

右の執照は正使馬沙開・都通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注（一）林盛 久米村林氏（名嘉山家）四世（『家譜（二）』九一九頁）。

1-42-26 琉球国中山王世子尚清の、陶美等を暹羅等の国へ遣わす執照
（一五二九、八、一五）

琉球国中山王世子尚清、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、正使陶美・通事程儀等を遣わし、地字号海
船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面
に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め

下年に大明天朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字八号半印勘合
執照を給して正使陶美等に付し、収執して前去せしむ。如し経過
の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放
行し、留難して困って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有
の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 陶美

副使二員 馬嘉路 毛是

通事二員 程儀 林棟

火長一名 陳浩

管船直庫一名 馬加尼

梢水共に一百五十三名

嘉靖八年（一五二九）八月十五日

右の執照は通事程儀等に付し、此れに准ぜしむ
礼儀の事の
為にす 執照